

2026年3月17日

公正取引委員会からの課徴金納付命令に対する取消訴訟の提起について

極東開発工業株式会社(本社:大阪府中央区 社長:布原 達也)と、同社グループ会社である日本トレクス株式会社(本社:愛知県豊川市 社長 高崎 文弘)(以下、両社)は、2025年9月24日付「公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について」で公表いたしました通り、製造する「架装物」の販売に関して、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、お客様やお取引先様、株主の皆様をはじめとする関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社グループでは今回の独占禁止法違反の事実を厳粛かつ重大に受け止め、再発防止及びコンプライアンス体制の見直しと法令違反の撲滅に向けて、役員及び従業員が一丸となり取り組んでおります。

一方で、各命令の内容を精査・確認してまいりましたところ、課徴金納付命令の内容には、事実認定と法解釈において公正取引委員会との間で一部見解の相違があることから、本日、両社は課徴金の減額を求めることを目的として課徴金納付命令に対する取消訴訟を提起しましたのでお知らせいたします。

今後は、課徴金の減額を目的として本件取消訴訟において両社の見解について主張及び立証を行い、司法の公正な判断を求めてまいります。本件取消訴訟の提起及びその結果に関わらず、グループを挙げてコンプライアンスの徹底を図るとともに、内部管理体制を強化し再発防止に努め信頼の回復に取り組んでまいります。

【ご参考:課徴金納付命令の概要】

課徴金 計 59 億 2,553 万円(極東開発工業株式会社:26 億 189 万円、日本トレクス株式会社:33 億 2,364 万円)を2026年4月27日までに国庫に納付すること。

(※上記課徴金の額は、課徴金減免制度の適用により30%減額されたものです。)

以上

＜本件に関するお問合せ先＞
日本トレクス株式会社 経営企画部
〒441-0193 愛知県豊川市伊奈町南山新田 350
電話 (0533) 78-2221 FAX (0533) 72-5185
ホームページアドレス <https://www.trex.co.jp/>